

私は、現在下記のとおり求職活動等に専念していることを申し立てます。
支給認定後、有効期間内に就労証明書を提出いたします。
有効期間内に提出できない場合は、支給認定（施設利用）を取り消されても異議はありません。

[illegible]

園児名：

本申立書は、求職活動を行っているまたは行う予定にある保護者の方が対象となります。
求職活動等の認定期間は 60 日を経過する日が属する月の末日までです。
再度求職活動で支給認定申請をすることはできません。